

「尾袋川・小田川流域水害対策協議会」

日時：令和6年5月28日（火）11時00分～11時30分
場所：角田自治センター ホール（阿武隈急行角田駅2階）

【次 第】

司会：宮城県河川課

1. 開 会

2. 挨拶

・宮城県土木部長

3. 協議会規約について

[資料1]

4. 議 事

(1)流域水害対策計画の策定について [資料2]

(2)今後のスケジュールについて [資料3]

5. 代表者挨拶

・角田市長

6. 閉会

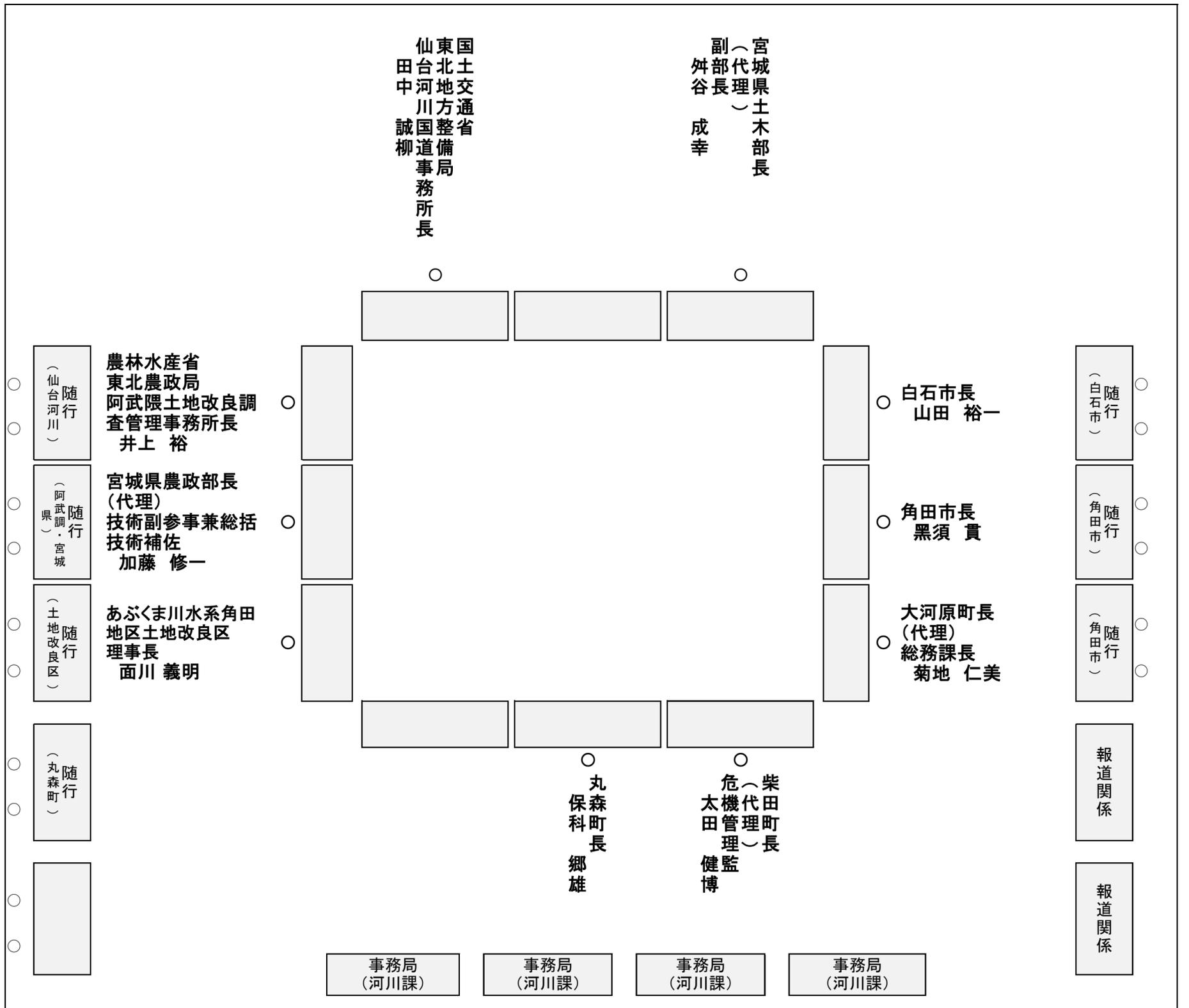
「尾袋川・小田川流域水害対策協議会」

【出席者名簿】

機 関 名		出席者		備考
		役 職	氏 名	
1	国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所	所長	田中 誠柳	
2	農林水産省 東北農政局 阿武隈土地改良調査管理事務所	所長	井上 裕	
3	宮城県	土木部長 (代理)副部長	舩谷 成幸	
4	宮城県	農政部長 (代理)技術副参事兼総括技 術補佐(事業管理計画担当)	加藤 修一	
5	白石市	白石市長	山田 裕一	
6	角田市	角田市長	黒須 貫	
7	大河原町	大河原町長 (代理)総務課長	菊地 仁美	
8	柴田町	柴田町長 (代理)危機管理監	太田 健博	
9	丸森町	丸森町長	保科 郷雄	
10	あぶくま川水系角田地区土地改 良区	理事長	面川 義明	

「尾袋川・小田川流域水害対策協議会」

【 配 席 図 】



尾袋川・小田川流域水害対策協議会 規約（案）

（名称）

第 1 条 本会議は、特定都市河川浸水被害対策法第 7 条第 1 項に基づき組織し、「尾袋川・小田川流域水害対策協議会」（以下「協議会」と称する。

（目的）

第 2 条 協議会は、気候変動の影響による降雨量の増加や流域の開発に伴う雨水流出量の増加等により浸水被害が著しい尾袋川・小田川等流域において、流域の持つ保水・貯留機能の適正な維持・向上、水災害リスクを踏まえたまちづくりとの連携、住まい方の工夫等、流域内のあらゆる関係者が協働した総合的かつ多層的な水災害対策の効果的かつ円滑な実施を図るための協議及び連絡調整を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第 3 条 協議会は、別表の職にある者をもって構成する。なお必要に応じて代理を置くことができるものとする。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 協議会は、第 1 項によるもののほか、必要に応じて別表の職にある者以外の者（学識経験者等）の協議会への参加を求めることができる。
- 4 協議会は、必要に応じて実務者会議を設置することができる。

（協議会の実施事項）

第 4 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 2 尾袋川・小田川流域水害対策計画の策定及び変更に関する協議。
- 3 上記計画の諸施策等の実施に係る連絡調整並びに実施状況の評価。
- 4 その他、上記計画に関して必要な事項。

（会議の公開）

第 5 条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。

（協議会資料等の公表）

第 6 条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第 7 条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、宮城県土木部河川課が行う。

（雑則）

第 8 条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

規約は、令和 6 年 5 月〇日から施行する。

尾袋川・小田川流域水害対策協議会 構成員

国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所長
農林水産省 東北農政局 阿武隈土地改良調査管理事務所長
宮城県農政部長
宮城県土木部長
白石市長
角田市長
大河原町長
柴田町長
丸森町長
あぶくま川水系角田地区土地改良区理事長

流域水害対策計画の策定について

令和6年5月28日

尾袋川・小田川流域水害対策協議会

目次

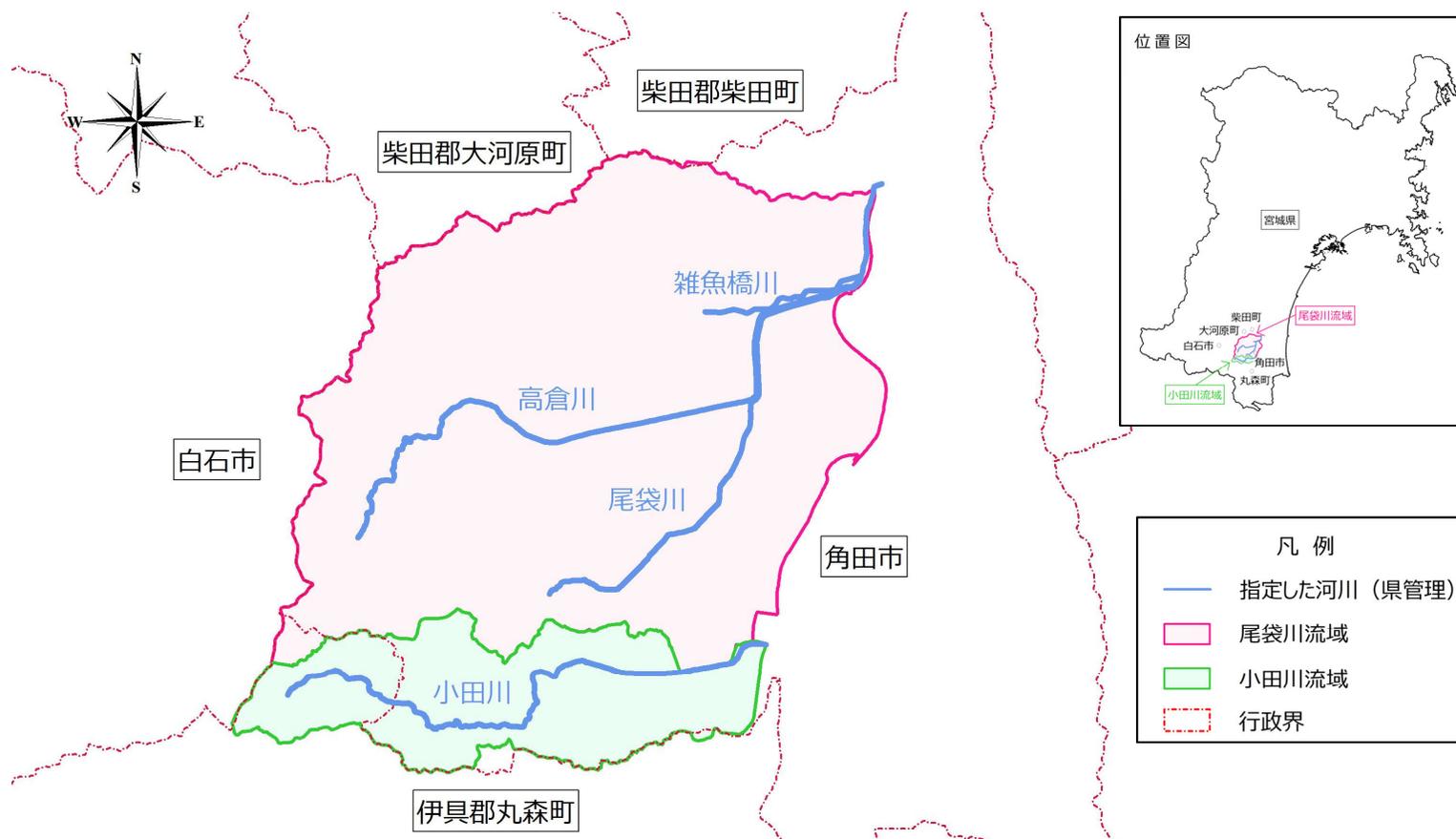
1. 特定都市河川の指定
2. 流域水害対策計画に定める事項
3. 浸水被害対策の基本的な考え方

1. 特定都市河川の指定

- 阿武隈川水系尾袋川、小田川等を特定都市河川に指定(令和6年3月22日)

河川区間: 阿武隈川水系尾袋川、小田川等の計4河川

流域面積: 約87km²



1. 特定都市河川の指定(告示)

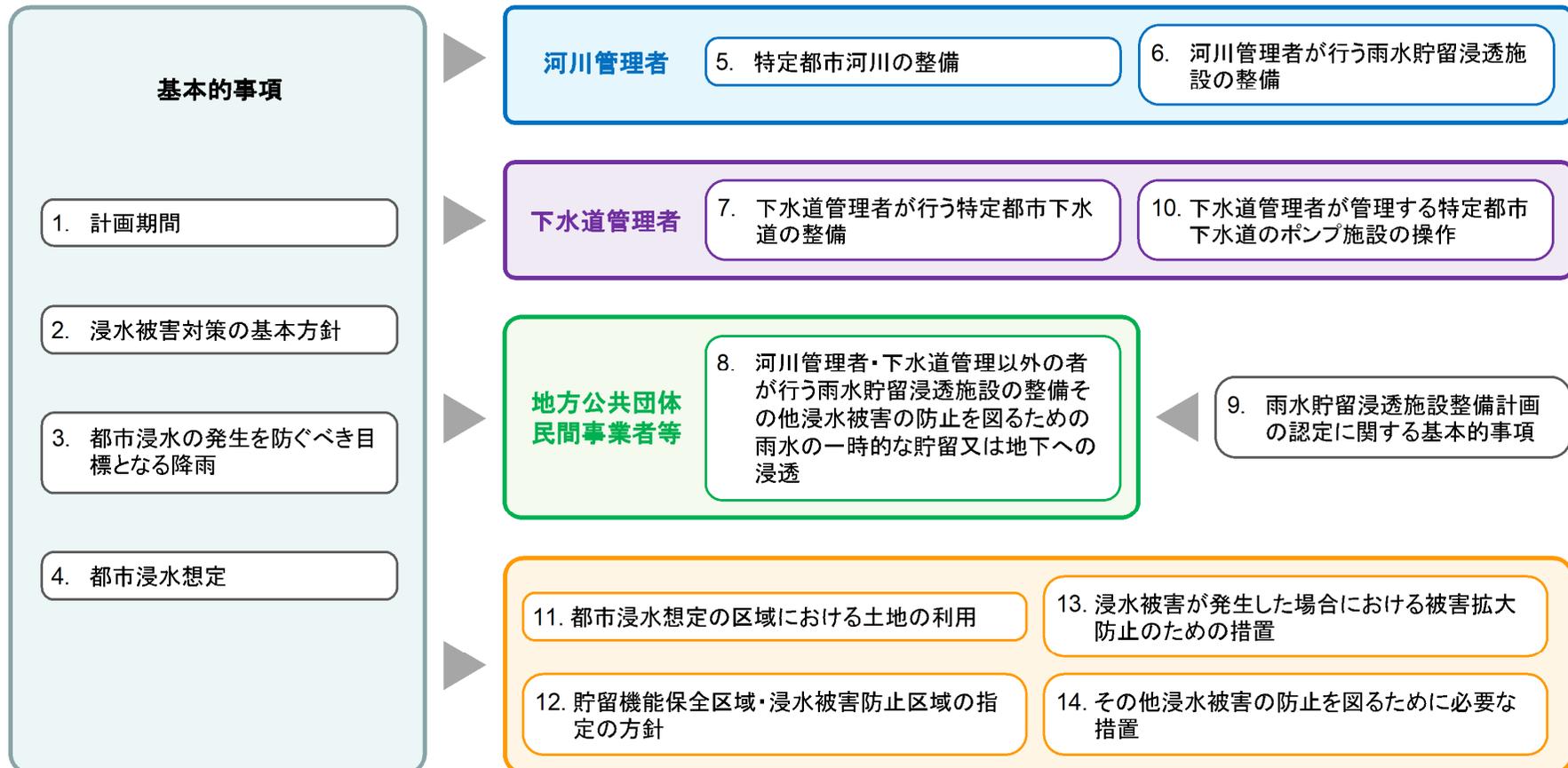
● 令和6年3月22日 宮城県告示第189号、190号

<p>○宮城県告示第百八十九号</p> <p>特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第四項の規定により、特定都市河川及び特定都市河川流域を次のとおり指定したので、同条第十項の規定により告示する。</p> <p>令和六年三月二十二日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>特定都市河川</p>		<p>○宮城県告示第百九十号</p> <p>特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第四項の規定により、特定都市河川及び特定都市河川流域を次のとおり指定したので、同条第十項の規定により告示する。</p> <p>令和六年三月二十二日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>特定都市河川</p>	
<p>二 特定都市河川流域</p> <p>次の図面の赤色枠で囲まれた区域</p> <p>〔次の図面〕は、省略し、宮城県土木部河川課及び関係土木事務所に備え置いて、縦覧に供する。</p>		<p>二 特定都市河川流域</p> <p>次の図面の赤色枠で囲まれた区域</p> <p>〔次の図面〕は、省略し、宮城県土木部河川課及び関係土木事務所に備え置いて、縦覧に供する。</p>	
河川名	小田川	河川名	尾袋川
上流端	左岸 伊具郡丸森町大張大蔵字高平七五番地先 右岸 伊具郡丸森町大張大蔵字高平七六番地先	上流端	左岸 角田市豊宰字上半三番地先 右岸 角田市豊宰字川南二番地先
下流端	阿武隈川への合流点	下流端	阿武隈川への合流点
区間		区間	
河川名	小田川	河川名	高倉川
上流端	左岸 伊具郡丸森町大張大蔵字高平七五番地先 右岸 伊具郡丸森町大張大蔵字高平七六番地先	上流端	左岸 角田市高倉字広田一五番地先 右岸 角田市高倉字広田四一番地先
下流端	阿武隈川への合流点	下流端	尾袋川への合流点
区間		区間	
河川名	小田川	河川名	雑魚橋川
上流端	左岸 伊具郡丸森町大張大蔵字高平七五番地先 右岸 伊具郡丸森町大張大蔵字高平七六番地先	上流端	鬼平太川の合流点
下流端	阿武隈川への合流点	下流端	尾袋川への合流点
区間		区間	

2. 流域水害対策計画に定める事項

- 特定都市河川流域において浸水被害対策を総合的に推進し、浸水被害の防止・軽減を図るために、流域水害対策協議会等における協議を踏まえ河川管理者や地方公共団体等が共同して流域水害対策計画を策定。

流域水害対策計画に記載する事項（法第4条第2項）



2. 流域水害対策計画に定める事項(章立案)

尾袋川・小田川流域水害対策計画

令和〇年〇月

尾袋川・小田川流域水害対策協議会

【目次構成(案)】

(法第4条第2項に規定)

- 第1章 特定都市河川流域の現状と課題
- 第2章 特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針
- 第3章 都市浸水想定
- 第4章 特定都市河川の整備に関する事項
- 第5章 特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項
- 第6章 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項
- 第7章 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項
- 第8章 雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項
- 第9章 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設の操作に関する事項
- 第10章 都市浸水想定区域における土地の利用に関する事項
- 第11章 貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針
- 第12章 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項
- 第13章 その他浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項

3. 浸水被害対策の基本的な考え方

○ 流域全体のあらゆる関係者が協働し、土地利用状況及び地形特性等を踏まえ、下記3つの視点から流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策を講じることにより、浸水被害の最小化を図る。

■ 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策（ハザードへの対策）

- 河川区域での対策
 - ・河川改修、堤防強化、河道掘削、背水対策等
- 集水域での対策
 - ・雨水貯留施設の整備
 - ・水田貯留、ため池等の保全
 - ・排水路の改修、整備
 - ・排水機場の整備・機能強化
 - ・森林整備、治山対策等

■ 被害対象を減少させるための対策（暴露への対応）

- ・二線堤整備
- ・避難路確保のための道路嵩上げ
- ・越水対策、止水壁設置
- ・浸水リスクを考慮した立地適正化計画の作成、検討等

■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策（脆弱性への対応）

- ・水害リスク情報の充実、危機管理型水位計および簡易カメラの設置
- ・内水浸水想定区域図の作成
- ・防災指導員の養成、防災実践力向上支援、地区防災計画策定支援
- ・マイタイムライン作成の普及促進
- ・要配慮者利用施設の避難計画策定及び訓練促進等



<特定都市河川流域における浸水被害対策の取組イメージ>



流域治水

流域水害対策計画策定に向けた今後のスケジュール

資料3

令和6年
3月22日

特定都市河川・流域指定(尾袋川・小田川流域)

・特定都市河川指定告示、基準降雨告示
・雨水浸透阻害行為の許可制

令和6年
5月28日

第1回 尾袋川・小田川 流域水害対策協議会

【流域水害対策計画の基本的考え方】

第1回 尾袋川・小田川 流域水害対策 実務者会議

第2回 尾袋川・小田川 流域水害対策 実務者会議

【流域水害対策計画(素案)検討・作成】

第2回 尾袋川・小田川 流域水害対策協議会

住民との意見交換(パブリックコメント)

関係部局への協議

第3回 尾袋川・小田川 流域水害対策 実務者会議

第3回 尾袋川・小田川 流域水害対策協議会

【流域水害対策計画(案)】

尾袋川・小田川 流域水害対策計画 策定

検討の進捗に応じ、実務者会議で検討

随時

学識者への意見聴取

令和6年度末
予定

※検討状況に応じ、変更する場合があります。